

経過措置による受験希望申請について

2017年度・2018年度の産業カウンセラー試験について、経過措置による受験を希望する方は、下記参照の上、申請を行ってください。

<申請手続き>

1. 送付物

①2017年度・2018年度産業カウンセラー試験 受験資格判定希望申請書

※上記、申請書にご記入いただく個人情報は2017年度・2018年度の受験資格判定申請の確認業務のために利用いたします。これ以外の目的に利用する場合は申請者の方の同意を得た上で行います。

②申請手数料1,080円（税込）（お支払方法は下記ご参照ください）

③返信用封筒（定形封筒、ご自身の郵便番号・住所・氏名を記入、82円切手を貼付）

2. 送付期間

2016年6月3日（金）～2017年3月31日（金）消印分

3. 送付先

〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階

（一社）日本産業カウンセラー協会 試験部 産業カウンセラー試験 経過措置係 宛

4. 申請手数料のお支払いについて

次のいずれかの方法で手数料1,080円（税込）をお支払いください。

（一旦納められた申請手数料は事由に関わらず返金いたしません）

①お振込み（ゆうちょ銀行備えつけの用紙にてお振込みください）

口座番号 00180-9-663222

加入者名 一般社団法人日本産業カウンセラー協会

*通信欄に「経過措置申請手数料」と記載してください。

*お控えのコピーを申請書に貼付して送りください。

②手数料分の「普通為替証書」（郵便局で購入できます）

*申請書に同封してお送りください。

5. 注意事項

①送付物の不足や記入漏れがないようご注意ください。

②郵送でのみ受付いたします。メールやFAXでの受付は致しません。

③2017年4月1日以降の消印のものは受理致しません。

試験事務局で受理後、返信用封筒にて申請書の控えを送付します。

2017年度・2018年度の受験資格判定申請の際に必要なとなりますので、控えは大切に保管してください。

送付後、1ヶ月を過ぎても控えが届かない場合、その他ご不明な点はメールにてお問い合わせください。（gkouza@counselor.or.jp）

2017年度・2018年度産業カウンセラー試験
受験資格判定希望申請書

受付番号

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 御中

頭書の件、申請手数料1,080円を添えて申請いたします。

申請年月日	(西暦) 年 月 日
フリガナ	
氏名	
生年月日	(西暦) 年 月 日
住所	〒
日中連絡可能な電話番号	
メールアドレス	
卒業予定時期 (該当するものに○、予定でよい)	既卒 / 2016年9月 / 2017年3月 / 2017年9月 / 2018年3月
申請手数料について (該当するものに○)	お振込み控えのコピーを下記欄に貼付 / 普通為替証書を同封

【送付先】

〒105-0004
東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階
一般社団法人日本産業カウンセラー協会 試験部
産業カウンセラー試験経過措置係 宛
※2017年3月31日(金)消印分まで有効

【送付物チェックリスト】

※以下をチェックし送付すること

- 2017年度・2018年度産業カウンセラー試験
受験資格判定希望申請書 (本申請書)
- 返信用封筒 (定形)
 - 82円切手が貼ってあるか
 - 郵便番号・住所・氏名(様まで)が記入されているか

試験事務局で本申請書を受領後、控えを送付します。
控えは2017年度・2018年度を受験資格判定申請において
必要となりますので、大切に保管してください。

お振込み控え
貼付欄